

税の知識

Q どんなものが医療費控除の対象となるか？

私の妻が近々出産する予定です。ところで、分娩費や入院費などは医療費控除として認められると思いますが、出産に伴う検査のための交通費などもその対象となるのでしょうか。

A あなたの場合、奥さんの出産までの定期検診や検査などの費用、通院費も医療費控除の対象となります。

★医療費控除の対象となるもの

① 医師や歯科医師に支払った診断費・治療費・分娩費・入院費等
入院費のうち通常の差額ベッド代も含まれます。ただし、一泊数万円もするような差額ベッド代のケースは原則として認められません。

したがって、原則があれば例外もあり、見栄などで高級な個室に入るのは認められませんが、たとえば、緊急入院の場合たまたまその高級個室しか空いていないケースとか、大手術の前後もしくは臨終に際しては、個室に入るという必然性があれば当然のことながら、たとえ数万円の個室料でも認められるわけです。スムーズに認められるには領収書に医師の指示にもとづいて入室したとか、ガン手術の前後に入院したとかというメモ

ントを納税者自身で記入しておけばほとんどのケースで認められるでしょう。

② 治療・療養のための医薬品の購入費

問題が多いのは医薬品です。薬事法の規定による医薬品であつても、たとえば、ご主人が元気になるための何とかドリンクやビタミン剤などの保健薬とか予防薬は認められません。単に薬局のレジシートのみでは控除の対象になりませんのでご注意ください。最近の薬局では何でも売っている多角経営のお店が多くなっているために、お米からトイレットペーパーまでが医療費控除の対象になっては大変です。

③ マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費

これらはあくまでも、医療用のためにマッサージ師などに支払われた場合だけに認められます。

④ 療養の世話を受けるために支払った付添人の費用

入院中に看護人などの世話を受けたときの費用です。付添人は看護婦などの資格をもっていない人は認められません。また、入院中もしくは家庭において親族に対して支払った付添人の費用も認められません。

⑤ 病院などの通院費、医師などの送迎費用など

電車賃とかバス代などは通常領収書がありませんから、きちんと

メモを取っておきましょう。メモには支払った年月日、交通機関、行き先、医院名、金額など、そして使った人の名前を書いておけば大丈夫です。通院費で問題になるのはタクシー代です。疲れたからといってタクシーに乗ったのは認められません。タクシーに乗って通院したという必然性がなければだめです。ケガなどによる重病ということでもどうしても乗らなければいけないときとか、緊急出産の場合も認められます。

⑥ 日常最低限の用をたすための義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯などの購入費

医師の指示にもとづいて金冠などを装填し、たとえ百万円、二百万円かかったとしても**医師の指示**にもとづいたということであれば医療費控除の対象になります。しかし、歯にダイヤを入れるなどは対象となりません。

平成5年分年末調整説明会のお知らせ

平成5年分給与所得の年末調整および法定調書の提出に関する説明会を開催します。

日時 11月22日(月)

◎用紙配布 午後12時30分

◎説明 午後1時30分

◎場所 市役所3階大会議室

問合せ先 税務課・市民税係

簡易裁判所の民事手続「Q&A」

その3

Q 当事者同士では話し合いがつかないけれども、いきなり訴訟を起こすのは気が引けるということが多いと思います。そういうときは、どうすればよいのでしょうか。

A そのような場合には、調停という手続きが適しているでしょう。調停は、裁判官と二人以上の調停委員から成る調停委員会の斡旋により、相手方との話し合いで紛争を解決する手続きです。調停委員は、弁護士、税理士、不動産鑑定士、医師等の様々な分野における専門家や社会経験の豊かな一般人から選ばれた民間の人達でそれぞれの知識や経験を生かして、紛争の円満で妥当な解決のために活躍しています。話し合いを基本と

して、争いの実情に合った柔軟な解決を図ることができるのが調停の特色ですが、話し合いの結果決まった内容については、裁判と同様の強い効力が与えられ、相手が約束を守らない場合には、それを強制的に実現することもできます。調停を申し立てるには、申立人であるあなたと相手方の住所、氏名のほか、どのような争いについてどのような調停をしてもらいたいかを書いて、あなたの印を押した申立書を裁判所に提出するだけでよいので、窓口に備え置かれた記入用紙を利用すれば簡単です。実際に、平成四年に全国の簡易裁判所で受け付けられた調停事件の六割以上がこの記入用紙を利用して申し立てられています。

国民年金相談所の開設について

市では市民の皆さんの、国民年金に関する質問・疑問にお答えするため年金相談所を開設します。

当日は、都留市・大月社会保険事務所および国民年金基金の年金担当者が皆さんの質問にお答します。

気軽にご利用ください。

日程 11月10日(水)

学生年金相談

都留文科大学コミュニケーションホール

11月22日(月)

ファミリコ都留タウン

11月29日(月)

(株)公正屋都留店

＊時間はいずれも午前10時より午後4時30分まで